



事業所の消防団活動への理解・協力について

地域防災室

○ 消防団について

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域で発生した火災に対応するだけでなく、東日本大震災を始め大規模な自然災害においても、住民の避難誘導や救助活動などに献身的に従事し、その活動は高く評価され、地域に不可欠な存在として、地域防災の中核を担っています。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員数は年々減少し続け、平成28年4月1日現在（速報値）で約85万6,400人となっており、10年前の平成18年4月1日の約90万人に比べ、約4万4,000人減少し、地域における防災力の低下が懸念されています。

○ 消防団活動には事業所の協力が重要

消防団員に占める被雇用者の割合は、平成28年4月1日現在（速報値）で、10年前の平成18年4月1日現在の69.4%に比べ3.5ポイント増加し、72.9%となっています。

このため、地域防災力の低下が懸念される昨今、消防団活動を維持していくためには、事業所の消防団への理解や協力が非常に重要となっています。

○ 消防団協力事業所表示制度について

消防庁では、平成18年度から、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を設け、市町村等における導入の促進を図っています。特別の休暇制度を設けて勤務時間中の消防団活動に便宜を図ることや、従業員の入団を積極的に推進する等の取組は、地域の防災体制の充実に資すると同時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献し、当該事業所の信頼の向上につながるものです。

平成28年4月1日現在、47都道府県の1,257市町村で本制度を導入済みであり、消防団協力事業所数は、1万2,899事業所となっています。

本制度を未導入の市町村においては、本制度の趣旨を御理解いただき早急に導入するようお願いいたします。

○ 消防庁の取組

消防庁では、

- ・ 消防団協力事業所表示制度未導入市町村への制度導入の働きかけ
- ・ 消防団協力事業所に対する入札における優遇や税制優遇の全国への普及推進の働きかけ

- ・ 従業員の入団を積極的に推進するなど、消防団活動に特に深い理解があり、協力度の高い事業所に対する表彰
- ・ 消防団と事業所の連携・協力の優良事例の紹介
- ・ 経済団体等への働きかけ（従業員の入団促進や、勤務時間中の消防団活動への便宜・配慮などについて依頼）

などを実施し、事業所の消防団活動に対する理解・協力を求めています。

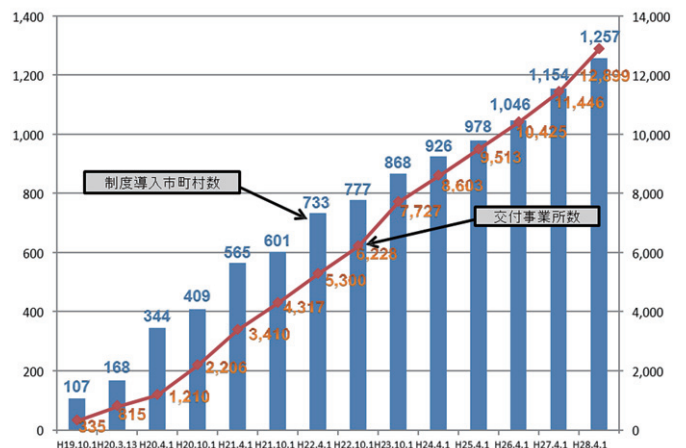
○ 地方公共団体による支援策

全国の地方公共団体では、消防団協力事業所に対する減税措置や、金融優遇措置などの支援を行っているところがあります。

例えば、岐阜県では、平成28年4月より、県内の法人及び個人事業主に対し、「県内に事業所を有し、かつすべての事業所が消防団協力事業所に認定されている」等の要件のもと、法人、個人事業税の減税を実施しています。また、長野県では、同じく平成28年4月より、消防団協力事業所の認定を受けている事業所に対し、事業活動資金を融資する制度を実施しており、貸付利率を一般枠より0.2%引き下げることとしています。

今後も、消防団活動について、一層の御理解・御協力をお願いいたします。

制度導入市町村・交付事業所数推移



問合わせ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室 消防団係
山下、今西
TEL: 03-5253-7561